

群馬県立渋川工業高等学校（全日制） いじめ防止プログラム

月	いじめ未然防止の取組 （生徒対象）	いじめ早期発見の取組 （生徒及び保護者対象）	いじめ対策委員会 （教職員の取組）	校内研修 （教職員の取組）
4 月	・新入生オリエンテーションにおける人間関係づくり（8 日～1 6 日） ・全校集会における、学校いじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策組織及び相談窓口の説明 ・生徒主体のいじめ防止活動年間計画の説明 ・こころの教育事業（1 年生 4/14）	・学校内外の相談窓口の周知（初旬） ・昼休み校内巡視 ・二者面談（1 5 日～2 1 日） ・スクールカウンセラー面談	把握したいじめ事案への対応及び指導・支援を要する生徒への対応は、年間を通じて行う。 ・全校集会での説明及び指導 ・いじめ防止強化月間における活動の検討 ・校内研修内容の検討	校内研修①職員会議 〔いじめ防止対策推進法及び学校いじめ防止基本方針の周知徹底〕 ※相談機関の紹介
5 月	【いじめ防止強化月間】 ・のぼり旗の設置 ・生徒総会におけるいじめ防止宣言（1 3 日） ・地域清掃ボランティア（2 7 日）	・教育相談日より発行 ・P T A 総会における、学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対策委員会及び相談窓口の説明 ・スクールカウンセラー面談 ・学校生活アンケート（5/16～5/20）	・スマホ利用ルールに係る L H R の内容検討 ・学校生活アンケート結果の分析	校内研修② 〔いじめの認知に係る共通理解〕
6 月	・スマホ利用ルール（S N S ）に係る話し合い（1 6 日） ・登下校時挨拶運動（1 3 日～1 7 日）	・スクールカウンセラー面談 ・教育相談日より発行		
7 月	・全校集会におけるいじめ防止ポスターコンクールへの参加呼び掛け ・人権教室 ・校内いじめ防止標語コンクール（募集期間：5 日～9 日）	・三者面談（1 4 日～2 0 日） ・リーフレット「いま、悩んでいる君へ」配布 ・スクールカウンセラー面談	・夏季休業前の全体指導	
8 月	・いじめ防止フォーラム主催（8/9）	・昼休み校内巡視	・いじめ防止フォーラム成果発表会の内容検討	
9 月	・全校集会における、いじめ防止フォーラム成果発表会 ・こころの教育事業（1 年生 9/15） ・いじめ防止等の取組状況に係る調査（生徒向け、1 0 日） ・校内いじめ防止標語コンクール優秀作品の校内展示	・二者面談（1 日～9 日） ・いじめ防止等の取組状況に係る調査（保護者向け、1 0 日） ・教育相談日より発行 ・スクールカウンセラー面談	・いじめに係る生徒意識調査の内容検討	校内研修③ 〔いじめの事例検討〕 人権教育
1 0 月	・地域清掃ボランティア（8 日） ・いじめに係る生徒意識調査（8 日） ・登下校時挨拶運動（1 1 日～1 4 日） ・こころの教育事業（2 年生 10/17）	・スクールカウンセラー面談 ・学校生活アンケート（11 日～14 日）	・意識調査結果に係る L H R の内容検討 ・学校生活アンケート結果の分析	
1 1 月	・意識調査結果に係る話し合い（1 0 日）	・スクールカウンセラー面談	・いじめ防止強化月間における活動の検討	
1 2 月	【いじめ防止強化月間】 ・のぼり旗の設置 ・登下校時挨拶運動（1 2 日～1 6 日）	・スクールカウンセラー面談 ・教育相談日より発行	・冬季休業前の全体指導 ・校内いじめ防止標語コンクールの内容検討 ・学校生活アンケート結果の分析	
1 月		・昼休み校内巡視 ・スクールカウンセラー面談 ・学校生活アンケート（1・2 年生 1/16～1/20）	・いじめ防止等の取組の評価に係る調査の内容検討	校内研修④ 〔カウンセリングマインドの向上〕
2 月	・次年度の生徒主体のいじめ防止活動年間計画の策定	・スクールカウンセラー面談 ・教育相談日より発行	・いじめ防止等の取組状況に係る調査結果分析 ・学校生活アンケート結果の分析	
3 月			・春季休業前の全体指導 ・今年度の活動の総括と次年度に向けたプログラムの見直し	

※ 上記取組のうち、「いじめ防止等の取組状況に係る調査（生徒向け及び保護者向け）」については、調査項目の一部について、その達成状況を学校評価の評価項目に含めることとする。

※ 学校いじめ防止プログラムについては、「いじめ防止等の取組状況に係る調査（生徒向け及び保護者向け）」結果等を踏まえ、年度末に総括を行い、次年度に向けた見直しを図ることとする。